

遺言による相続争い



最近では遺言を書く人が増えてきているため、**遺言が原因で相続争いになることも増えています**。週刊誌やテレビのワイドショーなどでも芸能人などの相続争いのニュースを目にすることもよくあると思います。相続や遺言は公開するものではないため、本当に争いがあったかどうかはわかりませんが、裁判となれば別です。その結果が新聞などで報道されることもあります。

遺言による相続争いで有名なもののひとつに、あるカバンメーカーの話があります。この話では兄弟である2人の子どもが会社の株式をめぐって長期間にわたって争いました。その原因は遺言書が2通出てきたことです。**最初の遺言書は、会社の株式の大半を弟に相続させるというもの**でしたが、**後の遺言書では会社の株式の大半を兄に相続させるというもの**だったのです。内容が矛盾する遺言がある場合には、その矛盾する部分については後の遺言で前の遺言を取り消したものとみなされるため、**後の遺言が有効**となります。しかし、そのように簡単に決着がつくとは限りません。この場合も裁判になりました。裁判では、後の遺言を書いた時点では父親は要介護状態で遺言を書くことは困難だったことや、最初の遺言は毛筆で書かれて実印が押印されていたが後の遺言は便箋にボールペンで印鑑も認印だったと弟が主張したといわれています。



遺言をめぐる裁判は大変難しいものがあります。なぜなら遺言を書いた本人はこの世の中にいないからです。亡くなってからでは本人にその遺言を書いたのかどうか、そしてどのような考えだったのかということを聞くことはできません。そのため判決も二転三転して時間がかかることもよくあります。そのときは家族の絆がぼろぼろになっているだけでなく、たいいてい場合は**勝ったほうも負けたほうも金銭的にも精神的にも大きな損失を被ることとなるのです**。

遺言を書くのならば、なるべくそのようなことにならないような遺言を書きたいものですね。



出典：角川SSC新書『遺言の「落とし穴」―事例でわかる円満相続のコツ―』灰谷健司(KADOKAWA)